

町田市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年(2022年)6月2日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市手数料条例の一部を改正する条例

町田市手数料条例（平成12年1月町田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	金額	名称	金額
略	略	略	略
91 略	略	91 略	略
<u>91の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づく住宅の容積率の特例許可申請手数料</u>	<u>1件につき</u> <u>160,000</u> 円		
略	略	略	略
備考 略		備考 略	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表91の2の項の規定は、この条例の施行の日以後に受理する申請について適用する。